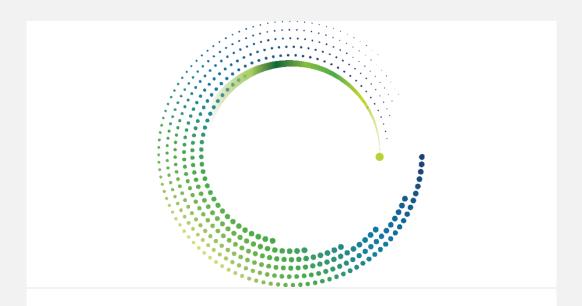


Thailand | Tax & Legal | October 2021



TP Alert

2021 年 10 月~その 2 (国別報告書 CbCR) ~

※本ニュースレターは、英文ニュースレターの翻訳版です。

日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

タイにおける国別報告書に係る規定の公表

タイ歳入局は、タイに本社を置く、又は、タイで事業活動する多国籍企業グループに対する国別報告書(CbCR)の提出義務を定めた歳入局長官告示(No.408)(以下「告示」)を公表しました。

CbCR に係る規定

G20/OECD の税源浸食と利益移転(BEPS:Base Erosion and Profit Shifting)プロジェクトの行動 13 において、大規模な多国籍企業グループに対して、新しいタイプの年次報告書である CbCR レポートの作成と税務当局への提出を義務付けることが提言されました。

CbCR は多国籍企業グループの経営成績の主要部分を分解し徴税権を有する国毎に示すもので、税務当局は当該情報を入手することが可能になります。各国における当該多国籍グループの名称及び主な事業活動が記載内容として含まれています。

CbCR は、BEPS におけるもっとも初歩的な要求事項です。すべての OECD 及び G20 諸国、そして BEPS の「包括的フレームワーク」に参加しているすべての国が CbCR の導入を約束しました。BEPS「包括的フレームワーク」の参加国であるタイは、今回、このルールを導入するという約束を果たすことになります。

タイの CbCR に係る規定の適用開始時期

この規定は、2021年1月1日以降に開始される会計年度から適用されます。

CbCR の提出義務

タイ歳入局に CbCR を提出する必要があるのは、以下の多国籍企業グループです。

- 報告期間の前年の会計年度における連結財務諸表上の連結売上高が 280 億 バーツ以上(会計年度が 12 カ月に達しない場合は年換算で当該金額以上) であること
- 多国籍企業グループの最終親会社がタイの税務上の居住者である場合、又 は
- 最終親会社はタイ国外に所在するが、多国籍企業グループのタイ企業が最終親会社に代わって CbCR を提出する代理親法人 (SPE: Surrogate Parent Entity) として指名された場合で以下に該当する場合
 - ▶ 最終親会社の税務上の居住国では、CbCRの提出義務がない
 - ➤ 最終親会社がタイ企業を SPE として書面で任命し、タイ歳入局に その任命を通知している、及び
 - ▶ SPE の会計期間が UPE と同じである
- 最終親会社でもなく SPE でもないがタイで事業活動を行っている企業で以下に該当する場合
 - ▶ 最終親会社が税務上の居住国で CbCR を提出する必要がない
 - ▶ 最終親会社がタイとの間で関連する会計年度に有効な情報交換規定 を有していない国の納税者である、又は
 - ▶ 各国間での CbCR の交換には障害がある場合

以下の条件を満たす場合、タイ歳入局への CbCR の提出が免除されます。

- 最終親会社が SPE を指名し、SPE の税務上の居住国の法律に基づいて CbCR を提出した
- SPE の税務上の居住国が、タイとの間で CbCR の最後の所定の提出日の時 点で有効な情報交換規定を有する国である
- SPE の税務上の居住国は、CbCR の交換に支障をきたすような通知をタイ 歳入局に行っていない
- SPE は、代理人としての地位について、SPE が税務上の居住者である国の 管轄当局に通知している
- タイの企業は SPE の任命に関してタイ歳入局に通知した

最終親会社の定義

最終親会社は次のいずれかを指します。

- 1. 同一多国籍企業グループ内の他の企業又は法的パートナーシップを直接又は間接的に支配している企業で以下の企業
 - ▶ 税務上の居住国の一般に公正妥当と認められる会計原則に従って連結財務諸表を作成する義務を負っている企業、又は
 - ▶ 税務上の居住地又はタイの証券取引所で取引されている場合には、 連結財務諸表の作成が必要とされる企業であり、かつ、
 - ▶ 多国籍企業グループの他の企業又は法人パートナーシップの支配下にない企業
- 2. 上記 1 に該当しないが、他の国や経済圏に恒久的施設を置いて事業を行っている企業

通知方法

タイで事業を行う企業は、CbCR に関連して採用した特定の立場をタイ歳入局に通知する必要があります。例えば、報告義務がない企業であっても、どの企業(最終親会社又は SPE)が報告義務のある企業か、その居住国はどこかなどです。今回の告示ではタイ歳入局への通知の書式やスケジュールなどの具体的な内容については触れられておらず、詳細なガイダンスの公表が待たれます。

申告時期

CbCR は、会計年度終了日から 150 日以内に提出される年次法人税申告書(Form PND 50)とともに、英文で提出しなければなりません。(例:2021 年 12 月 31 日 に終了する会計年度の場合、CbCR は 2022 年 5 月 30 日までに提出する必要があります)

しかし、これは、OECD ガイダンスで提案されている関連する会計年度の終了後 12 カ月後に提出するというタイミングとは異なります。ほとんどの国がこの 12 カ月という期間を採用しているため、多国籍企業にとっては、CbCR を作成してタイ歳入局に提出するまでのスケジュールが非常に厳しいものとなっています。しかし、タイの歳入庁が、提出期限を 12 カ月に延長する別の告示を検討している思われます。

CbCR の内容と書式

CbCR の内容と書式は OECD の CbCR ガイダンスに沿っており、CbCR は CBCR XML Schema での提出が義務付けられています。CbCR には多国籍企業グループが 事業を展開する各国について、売上高、税引前利益(損失)、所得税納税額、未払 所得税、資本金、未処分利益、従業員数、現金又は現金等価物以外の有形資産の額 に関する集約された情報が含まれています。

この告示では、CbCR の作成方法についてのガイダンスはなく、このガイダンスをタイ歳入局が提供するかは不明です。それまでの間、CbCR に関する OECD ガイダンスを参考にすることが想定されます。

罰則

CbCR による報告義務に従わなかった場合の特別な罰則制度はありません。CbCR を期日までに提出しなかった場合、一般的には 2,000 バーツの罰金が適用されます。これに対し、CbCR を提出しなかった場合、あるいは移転価格開示フォームや移転価格文書(ローカルファイル)を提出しなかった場合には、最高で 20 万バーツの罰金が科せられます。

他国との CbCR の共有

タイは、近い将来、CbCR の交換に関する多国間協定(以下「MCAA CbCR」)を 締結する予定です。2021 年 8 月現在、MCAA CbCR には 91 の署名国があります。 MCAA CbCR の締結により、タイは、CbCR 自動交換ネットワークの効率的な構築 ができるようになります。このネットワークにより、CbCR 自動交換を目的とした 標準化された効率的なメカニズムが提供されます。

今後の展望

CbCR 規則の発表は、OECD/G20 BEPS Inclusive Framework の参加国であるタイが義務を果たす上での大きな前進と位置付けられます。CbCR は移転価格やその他の BEPS 関連のリスクを評価し調査対象企業を絞り込むために使える新たなツール

としてタイ歳入局に提供されますが、この情報がタイ歳入局内において実際にどのように使用され普及させられるかが注目されます。しかし、CbCR の義務を完全に履行するためには、タイ歳入局は、今回の告示に関して必要なガイダンス、CbCR 提出期限の延長の可能性、MCAA CbCR 署名の実施等の多くのアクションが必要となります。さらに、タイ歳入局は、CbCR に含まれる情報の機密性保護の対策を講じ、実施する必要があります。このような措置には、情報使用の制限や情報開示すべき相手に関する規則などが含まれます。

それまでの間、タイで事業活動する企業はこれらの要件を検討し、採用すべき申告 ポジションを含む潜在的な影響を判断する必要があります。これらの判断はタイの 多国籍企業とタイで事業活動する外国の多国籍企業では異なる可能性があります。

● タイの多国籍企業

タイの多国籍企業で収入基準を満たしている企業は、過年度の報告義務を採用している国ですでに CbCR の提出を開始していると思われます。そのため、他の国でCbCR を提出するための SPE をすでに任命しているかもしれません。タイに CbCR に係る規定が導入されると、タイでは報告主体が SPE から最終親会社に変わる可能性があります。その場合は関連するすべての国・地域に、多国籍企業の提出国の変更を確実に通知する必要があります。加えて、これらのタイの多国籍企業は、MCAAの CbCR ステータスを通じたタイの交換関係に基づいて、他国における多国籍企業の CbCR 申告義務を見直す必要があります。

● 海外の多国籍企業

最終親会社がタイ国外に所在する外国多国籍企業のタイ子会社は、タイが、MCAAの CbCR ステータスを通じて最終親会社の税務上の居住地国と、情報交換できる関係にあるかどうかを評価・確認する必要があります。情報交換ができる場合には、タイ子会社の義務は報告義務がある企業の名称と税務上の居住地をタイ歳入局に通知することに限定される可能性があります。タイと最終親会社(又は SPE)の税務上の居住地の国との間に情報交換ができない場合には、タイ子会社は、CbCR をタイ歳入局に期日までに提出する必要があります。

CbCR には税務当局が移転価格やその他の BEPS 関連のリスクを評価するために使用される可能性のある情報が含まれているため、CbCR に記載される情報がマスターファイルやローカルファイルで採用されているポジションや特徴と一致していることが重要です。もし CbCR によりより多くの利益をタイに与えるべきと示唆される場合、タイ歳入局からの追加照会及び潜在的な税務調査のリスクが生じるかもしれません。

Contacts

Stuart Simons

Partner - Transfer Pricing
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40135
Email: ssimons@deloitte.com

Dr. Kancharat Thaidamri
 Partner - Transfer Pricing
 Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40118
 Email: kthaidamri@deloitte.com

Chairak Trakhulmontri
 Partner - Transfer Pricing
 Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40157

Email: ctrakhulmontri@deloitte.com

Alisa Arechawapongsawat
 Partner - Transfer Pricing

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40171

Email: aarechawapongsawat@deloitte.com



Get in touch













$\underline{\text{Deloitte Thailand}} \mid \underline{\text{Add as safe sender}}$

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("DTTL"), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the "Deloitte organization"). DTTL (also referred to as "Deloitte Global") and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Thailand

In Thailand, services are provided by Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd. and its subsidiaries and affiliates.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("DTTL"), its global network of member firms or their related entities (collectively, the "Deloitte organisation") is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.

© 2021 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Advisory Co., Ltd.